

## 第5回

# 新 城 市 農 業 委 員 会 会 議 録

新 城 市 農 業 委 員 会

## 第5回新城市農業委員会会議録

令和3年2月26日(金)午後2時00分 新城市役所 4階 会議室4-2、4-3に招集した。

1 出席委員は次のとおりである。

議席1番 河合勝正	議席2番 生田智美	議席3番 鈴木康治
議席4番 早川善夫	議席5番 原田昌代	議席6番 武川喜久
議席7番 新川孝夫	議席8番 細田忠士郎	議席9番 清水忠雄
議席10番 荻野紀子	議席11番 石野泰志	議席12番 小山嘉之

1 本会の事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	安藤映臣				
書記	長谷川敬祐	竹内克典	本郷ゆかり	中村朋美	
	丸山尚也	渡邊昭治			

午後2時00分 開会

議 長	ただいまの出席委員は12人中12名です。 定足数に達しておりますので第5回新城市農業委員会総会を開会します。
議 長	日程第1の会議録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。 (異議なし) 異議ないものと認め指名いたします。 農業委員8番 農業委員9番 お願いします。
議 長	それでは日程第2の議案の審議に入ります。 始めに、第17号議案の第4回新城市農業委員会総会第15号議案(2番)の継続審議の案件について上程します。 事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは、議案書2ページをお開きください。 第17号議案「第4回新城市農業委員会総会 第15号議案(2番)の継続審議の案件について」であります。  本件は、1月総会にて上程をしました第15号議案「農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について」のうち、番号2番を継続審議としたため、本総会にてあらためて審議し許可の決定を求めるものであります。  議案書3ページをご覧ください。 転用内容の詳細については説明を省略しますが、太陽光発電事業を目的とした転用で、申請地は作手清岳字山ノ神沢、シロヤシキ地内、転用面積は1,202㎡の案件であります。  継続審議の理由として、先月の総会にて委員から、申請書の隣接者が既に亡くなった人で承諾されており、許可日前にもかかわらず重機が入り整地を行っている、鳥獣害の柵の移転の説明が曖昧で移設していただけるか不安であるという意見がありましたので、説明を聞く現地確認の場を設けました。  去る2月16日に施工業者及び申請代理人、作手地区の代表委員、農業委員会事務局が出席しました。 現地確認の場で、隣接者の相続人の方の隣地承諾書の提出、許可日前に施工してしまったことの始末書の提出、鳥獣害防止柵の移設の説明がされました。  以上によりまして、継続審議となっている本案件については、現地確認の内容を踏まえ、業者は委員からの指導を真摯に受け止め、支障はないと認められるので許可相当として再度上程するものでございます。  以上で、第17号議案の説明を終わります。
議 長	事務局の説明が終わりました。

	担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
農業委員 12 番	業者側には早く工事をやらなければならない理由があったのですか。
事務局	こちらの案件については、仲介人になっている業者がありまして、その仲介業者が工事を進めてしまったということです。
農業委員 2 番	はい、今見ると重機は撤去されていて、電気の関係で工事期間が書かれた看板が電柱にぶら下がっていました。
農業委員 9 番	一つ気になっているのですが、亡くなった人の名前で承諾書が出てきたというのはどういうことですか。
事務局	登記簿謄本の登記がされておらず、最終的な所有権が亡くなった人の名前になっていたため行政書士の方が、それを見て申請書を書いてしまったということです。
農業委員 9 番	仲介業者が勝手に工事を進めたということですが、申請者になっている業者にも監督責任があると思います。始末書を提出してもらったのはいいが、始末書さえ提出すればいいと思われるのは今後のことを考えても良くないことだと思います。なので、きちんとこの場に来て今回の経緯を説明して欲しいと思います。
議 長	私も現場で立ち会いましたが、その点については業者も行政書士の方も非常に反省しておられました。当日は、重機も撤去されており元の状態に戻っていましたので、地元委員さんの意見としては、やったことについては反省してもらわなくてはならないけれども、概ね了解ができるのではないかとのことでした。
農業委員 9 番	先ほどの話の中で電柱に看板がぶら下がっているということでしたが、それはちゃんと許可を取っているのですか。そういうところを見ると真摯に反省しているとは思えません。
農業委員 7 番	はい、一つは地元の委員さんがいいと判断されるのならいいのではないかとということと、今後申請書の中に「何か問題があった場合には必ずここへ来て説明をする」とか書いてもらうようにすればいいのではないのでしょうか。
議 長	地元の委員さんはどう思われますか。
農業委員 3 番	許可が出る前に工事を進めたことについては本当にいけないことだと思いますが、申請内容については、鳥獣害の柵にしてもちゃんとやっているし、亡くなっている方の名前になっていたところも訂正していただいているので、もしこれでまた問題が出るようであれば、先ほど農業委員 7 番がおっしゃられたように申請書の中に一筆書いていただくということでもいいかと思えます。
議 長	例えば、次回の農業委員会に業者さんをお呼びして説明していただくということを条件に採決を採ることは可能でしょうか。
農業委員 4 番	農業委員会としては、許可基準というものがあるかと思いますが、その基準をクリアしてい

	<p>れば議決するべきだと思います。</p> <p>この業者は今回初めて申請が出てきた業者ですか。</p>
農業委員 2 番	<p>そうだと思います。</p>
農業委員 4 番	<p>例えば、二度と今回のようなことがないように条件を付けることはできないのですか。</p>
議 長	<p>その話は、現地確認の際に事務局とも話をしましたが、難しいのではないかとということでした。</p>
事務局	<p>事務局から少し補足させていただきます。</p> <p>農業委員会で審査すべきことは、隣接農地に影響があるかどうかという観点で、影響がなければ通すべきであると考えております。条件付きということなのですが、例えばその条件というのが隣接農地に影響がある転用で、それを回避するための措置がされていない場合、水路を設置すれば許可を下ろすというようなことはありますが、ここへ来てもらって説明を求めるといのは農業委員会という立場上できるのかということと、もう 1 件亡くなった方の名前ということなんですけども、それについても若干説明させていただきます。譲渡人ではなくて隣接地の所有者が説明のタイミングで亡くなられたということで、そもそもこの申請書の中で説明済みとあるのですが、農業委員会の許可をする中では以前にもお話しさせていただいておりますが、隣接地所有者の同意が必ずしもいる訳ではありません。今回の場合はきちんと説明がしてあることを示すために承諾済みと記載したということです。</p>
議 長	<p>許可条件はクリアしている訳ですが、許可が下りる前に事前着工を平気でやっているのを認めるのはいかがなものかということですが。</p>
農業委員 4 番	<p>ただ、農業委員会が注意したことに対応していて、申請を出してきてもらっている訳だから、これは農業委員会としてきちんと審議すべきだと思います。</p>
農業委員 9 番	<p>私が言いたいのは承諾は必ずしも必要はないだとかそういうことではなくて、書類を偽造して申請を通しやすくしようとしたということです。これは申請行為そのものを馬鹿にしていると思います。事前着工についてもやってはいけないことだと分かっているはずなのに、やっつから謝れば済むと思われると、農業委員会への申請行為そのものが危ぶまれるのではないかと心配です。</p>
議 長	<p>それでは、来月の総会に業者をお呼びしてこの場で説明をしてもらうことを前提に、採決を採るということでいかがでしょうか。</p> <p>農業委員 4 番さんよろしいですか。</p>
農業委員 4 番	<p>許可基準をクリアしているのであれば、やはり委員会としては許可を出すべきだと思います。</p> <p>今までのことについても始末書も出ているし対応もしていただいています。この申請が 2 ヶ月も 3 ヶ月も通らないとなると、正式に申請しているのに農業委員会として適正な判断をしていなかった、そのために損害を被ったというようなことになると、ごたごたになってしまうと思います。</p>
農業委員 9 番	<p>許可基準をクリアしていることへの賛否については、了解しました。許可を出すのはいいですが、ただそれとは別でやはり今までのことについての釈明はすべきだと思います。</p>
議 長	<p>それでは、来月の総会に業者さんと行政書士の方をお呼びして説明をしていただくという段</p>

議 長	<p>取りにさせていただきたいと思います。 そのことを踏まえて採決を採りたいと思います。</p> <p>第17号議案について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め第17号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第18号議案の農地法第3条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、第18号議案について説明いたします。 議案書4ページをご覧ください。所有権移転が9件と地上権設定が1件です。 お手元の「農地法第3条許可の基準」に沿って説明させていただきます。 それでは、5ページをご覧ください。</p> <p>申請番号1番 譲受人は隣接している所有地と一帯で管理を行うため売買により所有権移転するものです。 譲渡人は農地の管理ができないため譲り渡すもので、有海交差点から北約100mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から自動車で2分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人が50年、妻が40年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。 譲受人の年間従事日数が250日、妻が200日あり必要な農作業従事をしています。 現経営面積は6,600㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、さつまいもの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号2番 譲受人は、申請地が自宅から近く耕作に便利のため、売買により所有権移転するものです。 譲渡人は遠隔地在住で農地の管理ができないため譲り渡すもので、稲木交差点から北西約100mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から自動車で1分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、譲受人と妻がおり、農作業歴は譲受人が36年、妻が16年あり農作業に必要な農機具を所有しています。 譲受人の年間従事日数が185日、妻が85日あり、必要な農作業従事をしています。 現経営面積は8,242㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。 権利取得後は、野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。 以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>申請番号3番 譲受人は隣接している所有地と一帯で管理を行うため売買により所有権移転するものです。 譲渡人は相手方要望及び高齢で農地の管理ができないため譲り渡すもので、稲木公民館から南西約300mにある農地です。 申請地は譲受人の自宅から徒歩で1分の距離にあり、通作に問題はありません。 農業従事者は、譲受人と父と母がおり、農作業歴は譲受人が10年、父が40年、母が35年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。 譲受人と母の年間従事日数がそれぞれ100日、父が150日あり、必要な農作業従事をし</p>

ています。

現経営面積は6,062㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。  
権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。  
以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号4番

こちらの案件は、譲受人が昨年まで利用権設定で借りていた本申請地を取得し、継続して耕作管理を行って行くため、売買により所有権移転するものです。

譲渡人は相手方要望ため譲り渡すもので、グリーンセンターから北西約400mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩1分以内の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と夫と子がおおり、農作業歴は3人がそれぞれ12年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人の年間従事日数が250日、夫が200日、子が120日あり、必要な農作業従事をしています。

現経営面積は3,618㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

続いて、6ページをご覧ください。

#### 申請番号5番

譲受人は申請地が自宅から近く耕作に便利のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢で農地の管理ができないため譲り渡すもので、グリーンセンターから北西約200mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩で4分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と妻と母がおおり、農作業歴は譲受人が20年、妻が15年、母が40年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人と妻の年間従事日数がそれぞれ150日、母が300日あり必要な農作業従事をしています。

経営予定面積は3,455㎡あり、申請地を取得することにより新城地区の下限面積を超えることとなります。

権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号6番

こちらの案件の譲受人は市内で有機農業を行っており、研修生の受入などもしています。

今回の申請は、譲受人指導のもと本申請地を研修生の実習畑として利用するため、売買により所有権移転するものです。

譲渡人は遠隔地在で農地の管理ができないため譲り渡すもので、中村バス停から北約300mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から自動車で7分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と妻がおおり、農作業歴は譲受人と妻がそれぞれ36年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人と妻の年間従事日数がそれぞれ300日あり必要な農作業従事をしています。

現経営面積は16,874㎡あり、新城地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、蔬菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから、許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号7番

こちらは地上権設定の案件です。地上権とは、「他人の土地に建物や道路、竹木を所有するためにその土地を使用する権利」のことであります。

この案件については、後ほど第20号議案番号4番にて営農型発電設備として転用の説明をいたしますが、併せて地上権者が申請地の上部にて営農型の太陽光発電設備を設置するために、地上権の設定により申請するものです。設定者は相手方要望のため貸しつけるもので、大原バス停の北東約500mにある農地です。

地上権者は申請地の上部にて太陽光パネルを設置し、設定者はパネル下部に柵を作付けし、申請地を耕作していく予定です。

許可の判断につきましては、農地法第3条第2項の但し書きにある地上権の設定に該当するため、同項の各要件を満たす必要はありませんが処理の基準としまして周辺農地にかかる営農条件の支障、貸人等の同意を得ている場合は許可するものとされております。許可日については転用許可と同日の日付で行うものとなっております。また、営農型の太陽光発電ということで毎年農作物の状況を農業委員会に報告することとされています。周囲の営農条件につきましては、申請地の上部にパネルを設置しますが、日陰部分については営農に問題ないと思われま。また、設定者については柵の作付けを予定しており、現地調査などの結果、周辺農地の集団化、効率化に支障をきたすものはなく、権利の設定には問題ないと考えております。

申請番号8番と9番は譲受人が同じなため一部一括して説明します。

#### 申請番号8番

譲受人は経営規模拡大のため売買により所有権移転するものです。

譲渡人は高齢で農地の管理ができないため譲り渡すもので、長篠城趾から南西約150mにある農地です。

申請地は譲受人の自宅から徒歩で4分の距離にあり、通作に問題はありません。

7ページをご覧ください。

#### 申請番号9番

譲受人は経営規模拡大のため、本申請地にあるビニールハウスを利用し冬期の野菜作りを計画しており、譲渡人は遠隔地に居住し会社勤めがあり耕作が出来ないことから譲受人との売買の話がまとまったため申請するものです。

バス停から南西約150mにある農地で、譲受人の自宅から車で9分の距離にあり、通作に問題はありません。

農業従事者は、譲受人と長男と長女と次男がおり、農作業歴は譲受人が49年、長男と長女がそれぞれ11年、次男が5年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。

譲受人の年間従事日数が290日、長男と長女がそれぞれ18日、次男が320日あり必要な農作業従事をしています。

現経営面積は5,095㎡あり、新城地区と鳳来地区の下限面積を超えています。

権利取得後は、水稻と野菜の作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。

以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。

#### 申請番号10番。

譲受人は、現在蒲郡市に居住していますが、来年の8月に本市へ移住し農業経営を行っていく予定で、申請地及び住宅並びに敷地は譲渡人から買い受ける約束ができたことから申請するものです。来年の8月に移住する理由については、購入する住宅が古くリフォームを行わない



	<p>と定住できないからです。また、3人の子供がおり、長男と次男の進学等の都合を考えうえて、適した時期だと判断しています。</p> <p>なお、移住するまでは、週2日程度通り草刈り等農地の管理を行っていきます。</p> <p>申請地は鳳来保育園から北約250mにある農地で、譲受人が購入する宅地から徒歩2分の距離にあり、通作に問題はありません。</p> <p>農業従事者は、譲受人と夫がおり、農作業歴は譲受人が1年ですが、猿投農林高校の農業科にて3年間農業技術を修学しています。夫は農作業歴が7年あり、農作業に必要な農機具を所有しています。</p> <p>譲受人の年間従事予定日数が100日、夫が80日あり、必要な農作業従事をしています。</p> <p>経営予定面積は9,142㎡あり、申請地を取得することにより鳳来地区の下限面積を超えることとなります。</p> <p>権利取得後は、水稻、野菜、茶などの作付けを予定しており、周辺農地に支障をきたしません。</p> <p>以上のことから許可基準の各号の制限には該当しないと考えます。</p> <p>以上、申請番号1番から10番について、許可することを原案といたします。</p> <p>これで、第18号議案の説明を終わります。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
農業委員9番	<p>申請番号10番の案件ですが、9,000㎡を越える膨大な面積を新規就農者の方が耕作できるのかということで、事務局にお願いして補足資料を付けていただきました。申請者には小さいお子さんが3人いて、育児をしながら本当にこの規模の耕作ができるのか、正直なところ私はできないと思うのですが、皆さんの意見をお聞きしたいと思いがいでしょうか。</p>
農業委員5番	<p>確かにこの規模の面積を耕作するのは大変だと思いますが、若い方がこの地に来て農業をされたいということはいいいことだと思います。</p>
議 長	<p>事務局からは何かありますか。</p>
事務局	<p>はい、説明させていただきます。</p> <p>事前審査の時にも、面積がかなり広いが大丈夫かという意見も出ており、申請者の方にも再度確認しましたところ、本申請地の近くに移住するため現在不動産と契約をしている最中だということで、今回この農地が取得できれば、宅地を購入して間違いなく移住してくるということになっているということです。逆に今回農地が取得できないと移住の話も全てなくなるというような話を聞いています。</p> <p>本人もやる気はあるようです。面積がかなりあるということと本当に耕作ができるのかということ、中には梅、栗、お茶などがありますが、一度ほかの農業委員さんの考えをお聞きしたいと思えます。</p>
議 長	<p>専業でやっていくのか兼業としてやっていくのかそのあたりは聞いていますか。</p>
事務局	<p>申請者は専業で申請者の夫は現在の仕事を続けながら農業を手伝っていくということです。</p>
議 長	<p>その他、何かありますか。</p>
農業委員6番	<p>はい、私も現地を見ましたが確かに面積は広いです。水田についてはそのまま利用できるし、</p>

	<p>平らな畑については野菜を作付けして、あとは栗とか梅を植えると聞いております。</p> <p>また、申請地の周辺が既に荒廃農地となっていて、本申請地もこのまま放っておくと数年後には荒廃農地になってしまうと思います。</p>
議 長	<p>地元委員さんからの意見をいただきました。</p> <p>その他何かありますか。</p>
農業委員 12 番	<p>補足資料の写真をみると、畑とかもきれいに管理されていますが、所有者の方が耕作されていたということですか。</p>
事務局	<p>本人が管理していたこともあるそうですが、現在は市外に移住しているためなかなか管理ができなかったところ、希望者が現れたので申請に至ったということです。</p>
議 長	<p>その他、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第 1 8 号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第 1 8 号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第 1 9 号議案の農地法第 4 条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第 1 9 号議案について説明させていただきます。議案書 8 ページをご覧ください。 転用 3 件です。議案書 9 ページをご覧ください。</p> <p>申請番号 1 番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、申請人は兼業農業を営んでおり、令和元年の台風により母屋の一部が損壊して以降、市内の借家にて妻と仮住まいをしています。今般娘とその家族が、同居して農業を手伝ってくれることになり、娘家族と生活できる農家住宅の建築を計画したところ、現住宅敷地は土砂災害警戒区域内にあり、同じ場所に建て替えるには危険なため申請地に建築するものです。申請地は農用地区域に該当しますが、除外の手続きをしておき事前の同意が得られております。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね 10 h a 未満である農地に該当し、2 種農地と判断しました。</p> <p>集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上、必要な施設ですので、2 種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、資金は全額借入金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号 2 番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について申請者は、申請地において長年にわたり耕作してきたが、所有農地の全てを耕作することが体力的に困難になり、老後の生活資金を得るために、申請地へ太陽光発電施設</p>

	<p>設を設置するものです。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10h a未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。</p> <p>周辺居住者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、全額、自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。</p> <p>この案件について、申請地は昭和55年に申請人の亡き父が売買により購入し、当時より看板設置用敷地として使用しており、亡き父から相続したが、極小地なため引き続き看板設置用敷地として利用したいため、今般是正すべく申請するものです。</p> <p>なお、以前から看板設置用敷地として利用がされていたことによる始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10h a未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。</p> <p>周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。</p> <p>次に転用許可の一般基準についてですが、是正のための申請であり、看板設置用敷地として転用計画はやむを得ない規模と考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま。</p> <p>以上、第19号議案3件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第19号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
議 長	<p>補足等もないようです。ただいまから、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第19号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第19号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第20号議案の農地法第5条の規定による許可申請について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>第20号議案について説明させていただきます。議案書10ページをご覧ください。 所有権移転5件、賃借権設定1件、使用貸借権設定4件です。 議案書11ページをご覧ください。</p>

申請番号1番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について借人は市内にて祖父世帯の6人で暮らしていますが、建物が古く使い勝手も良くなく、結婚後、家財道具が増え手狭となっており、プライバシー確保も難しいため、祖父所有の申請地に住宅を建築するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号2番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について借人は市内の借家にて妻と子供2人で暮らしていますが、子どもの成長と共に家財も増え手狭となったため将来の生活を考え、父所有の申請地に住宅を建築するものです。また、隣接土地所有者の農地を通路敷きとして利用するものです。

申請地は、農用地区域に該当しますが、除外の手続きをしており事前の同意が得られております。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される住宅ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号3番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人の親族が市内で運送業を営んでおり、パレット等の置場が手狭となり苦慮しているため資材置場として利用するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、住宅、その他の事業用施設、公共施設等が連たんしている区域に近接する区域にある農地で、その規模が概ね10ha未満である農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、事前調査等の結果、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書12ページをご覧ください

申請番号4番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、借人は市内にて土木工事業、太陽光発電事業を営んでおり、この度、事

業拡大のため、田の一部を営農型発電設備の支柱として一時転用するものです。

なお、申請地は今後、土地所有者にて畑として榊の栽培を計画しており、栽培に影響のないよう発電施設の管理を行うものであります。

農地区分は、現地確認等の結果、農用地区域内にある農地に該当し、農振農用地と判断しました。

一時的な利用に供するために行うもので利用目的を達成する上で必要があるものであり、かつ農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないものですので、農振農用地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、資金は全額自己資金でまかなう計画で、事前調査の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号5番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について借人は、解体業を営んでおり、現在の駐車場では手狭となり苦慮していたところ、相続人代表である妻の父親及び相続人より同意を得ることができたため、駐車場として利用するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号6番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、申請地近くに暮らしており、以前より使用していた進入路部分の測量を行ったところ、南側隣接地へ越境していることがわかり、その所有者と協議の上農地へ復元することとなりました。そのため、進入路の道路幅が確保できなくなったため、申請地を進入路として利用するものです。

農地区分は、現地確認等の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。

集落に接続して設置される申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設ですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書13ページをご覧ください。

申請番号7番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は、申請地北側の平屋住宅を購入し転居するが、家財の保管等を考えると手狭であるため、隣接する申請地に物置の設置を計画している。譲渡人は遠隔に居住し申請地の管理ができないことから、譲受人へ用地を売却するとの話がまとまったため申請するものです。

農地の区分としては、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2

種農地と判断しました。

住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額借入資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っているため、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えています。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号8番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について、譲受人は、申請地南側に隣接する宅地に居住しているが、敷地内は宅地や物置、カーポート、車両によりほぼ全面を使用しており手狭となっているため、物干し場及び家庭菜園を行う場所が無い状況です。以前から土地を探していましたが、今回、譲渡人から申請地を譲り渡しても良いとの同意を得ることができたため申請するものです。

農地の区分としては、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し2種農地と判断しました。

住宅その他申請地周辺居住者の日常生活上・業務上必要な施設で集落に接続して設置されているものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前調査等の結果必要な資金について目処が立っているため、許可後速やかに計画どおりの転用行為がなされるものと考えています。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、周辺農地等営農への支障はないと思われま

申請番号9番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について賃借人は、墓石の販売施工業務の傍ら、太陽光発電事業を行っており、この度事業拡大のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前審査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、隣接地所有者等の承諾も得ており、周辺農地等営農への支障はないと思われま

議案書14ページをご覧ください。

申請番号10番。申請者、申請地記載のとおり。

この案件について譲受人は、春日井に本社を置き、住宅建築、建材の販売、太陽光発電機の販売、電気事業、太陽光発電所の運営等を行う会社で、この度事業拡大のため、申請地を太陽光発電施設とするものです。

農地区分は、現地確認の結果、甲種、第1種、第3種に該当しない農地に該当し、2種農地と判断しました。周辺の他の土地を利用することにより事業目的を達成することができる場合以外のものですので、2種農地の転用許可基準を満たしているものと考えます。

次に転用許可の一般基準についてですが、全額自己資金でまかなう計画で、事前審査等の結果必要な資金について目処が立っており、関係法令等の調整もされ、計画図面もできており、許可後速やかに計画通りの転用行為がなされるものと考えます。利用率も100%であり、排水方法、日照等の問題はなく、隣接地所有者等の承諾も得ており、周辺農地等営農への支障はないと思われま

	<p>以上、第20号議案10件につき、許可相当意見とすることを原案といたします。 第20号議案の説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。</p>
農業委員 8 番	<p>番号4番の太陽光の申請ですが、約一反弱の田んぼに営農型でということでパネルが256枚、通常の太陽光発電設備と同じくらいです。また、農振農用地ですので田んぼだったところをかさ上げして畑にしてそこに本榦を植えるということです。本榦が予定通り育つには5年かかるそうですが、いいものが育てばかなりの出荷価格になるそうです。本榦というのは、太陽の光の半分の日差しがあればいいということです。上部にパネルを設置しても問題はないということです。肥料は有機肥料を使用するそうです。あとは虫が着かないように定期的に消毒は必要ですが、費用としては少なくて済むとのこと。</p>
議 長	<p>その他ありますか。</p>
農業委員 2 番	<p>はい、9番の案件ですが、この申請地の道を挟んで反対側にも太陽光があるのですが水路がなく、下にある耕作されていない田んぼが沼みたいな状態になっています。今回の申請地の下には、ほうれん草農家さんのハウスがあり同じような状態にならないかそのほうれん草農家さんとは話がついているのかということと、排水が簡易的には掘ってありますが、それが本当に機能するのか心配です。</p>
事務局	<p>そのほうれん草農家さんとは話もしてあります。こちらの施工業者さんは排水対策についてはしっかり行ってくれるとのこと。</p>
農業委員 9 番	<p>今回の申請書の中に、何かトラブルがあった際のことについては書かれていましたか。</p>
事務局	<p>はい、書かれています。</p>
議 長	<p>その他、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長	<p>ご発言もありません。採決を採りたいと思います。</p>
議 長	<p>第20号議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第20号議案は原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>次に第21号議案の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用集積計画案について上程します。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは第21号議案について説明させていただきます。 議案書15ページをご覧ください。 農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画案です。 使用貸借権設定17件、30,276㎡、賃借権設定4件、5,279㎡、所有権移転1件、4,105㎡。</p>

合計22件39,660㎡であり、内新規設定13件、継続設定9件です。

説明は、新規設定のみ行います。議案書16ページをご覧ください。

申請番号1番

上平井地内の畑1筆1, 851㎡に使用貸借権を設定し、小菊の作付けをします。

番号2番

吉川地内の田1筆1, 369㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。

番号3番から5番

野田及び豊島地内の田6筆6, 002㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。

番号6番

八名井地内の田1筆1, 226㎡に賃借権を設定し、水稻の作付けをします。

7番から議案書18ページの15番は更新案件です。

16番からは、中間管理事業による転貸の案件です。

申し訳ございませんが、議案書の訂正をお願いします。

番号16番の右から3列目作物を水稻と記載されていますが、自然薯に訂正くださるようお願いいたします。

番号16番

杉山地内の田1筆1, 416㎡に使用貸借権を設定し、自然薯の作付けをします。

番号17番。

富永地内の田1筆883㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。

番号18番。

上吉田地内の田1筆1, 113㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。

議案書19ページをご覧ください。

番号19番～21番。

上吉田地内の田3筆3, 608㎡に使用貸借権を設定し、水稻の作付けをします。

次は農林業公社しんしろが行う農地所有者代理事業による所有権移転の案件で、要件に合致した場合には、公社が農業者に代行して手続を行います。要件としては、市の基本計画である農業生産の基礎となる優良農地の確保や、効率的かつ安定的な農業経営体の育成や強化、及び権利設定後に備える要件として耕作等の事業に供すべき農用地の全てについて耕作を行う事、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事するであり、また所有権移転に関しては農地の集団化を図るために必要な場合に地域の農業者との連携が図られていることなど特別な事情がある場合に限られています。

番号22番。

作手鴨ヶ谷地内の田3筆4, 105㎡を所有権移転し、施設野菜の作付けをします。

以上、番号1番から22番までにつきましては利用集積計画の要件である農用地利用計画の内容が市の基本計画に適合しており、利用権の設定を受けた後に備える要件を満たしていると考えられますので、第21号議案につきましては適当であるを原案とさせていただきます。以上で説明を終わります。



議 長	事務局の説明が終わりました。 担当地区委員は何か補足等ございませんか。
議 長	補足等もないようです。ただいまから、質疑に入りますが、本議案の番号3番、4番、5番、12番について農業委員12番が、番号19番、20番、21番について農業委員11番が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により議事参与の制限を受けますので、番号3番、4番、5番、12番、19番、20番、21番以外について、発言のある方は挙手をお願いします。
農業委員9番	申請番号9番の借人は市外の方ですか。
事務局	市内在住の方です。
農業委員9番	高齢の方のようですが耕作はできるのですか。
事務局	現在も田んぼを広くやっておられますので、耕作は可能だと思います。
議 長	その他、ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号3番、4番、5番、12番、19番、20番、21番以外について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第21号議案の番号3番、4番、5番、12番、19番、20番、21番以外については原案のとおり決定いたします。
議 長	次に番号3番、4番、5番、12番になります。農業委員12番には、一時退室をお願いします。 (農業委員12番退室)
議 長	それでは、番号3番、4番、5番、12番について発言のある方は挙手をお願いします。
議 長	ご発言もありません。採決を取りたいと思います。 番号3番、4番、5番、12番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (賛成多数)
議 長	賛成多数と認め、第21号議案の番号3番、4番、5番、12番については原案のとおり決定いたします。
議 長	事務局は農業委員12番を入室させてください。 (農業委員12番入室・着席)
議 長	次に番号19番、20番、21番になります。ここで農業委員11番には、一時退室をお願いします。 (農業委員11番退室)
議 長	それでは、番号19番、20番、21番について発言のある方は挙手をお願いします。

議 長	<p>ご発言もありません。採決を取りたいと思います。</p> <p>番号19番、20番、21番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(賛成多数)</p>
議 長	<p>賛成多数と認め、第21号議案の番号19番、20番、21番については原案のとおり決定いたします。</p>
議 長	<p>事務局は農業委員11番を入室させてください。</p> <p>(農業委員11番入室・着席)</p>
議 長	<p>次に報告事項に入ります。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議案書20ページをご覧ください。</p> <p>報告第1から第6、報告案件計14について説明いたします。21ページをご覧ください。</p> <p>(議案書21ページから28ページの内容を議案書のとおり朗読)</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>報告事項について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。</p>
議 長	<p>ご意見等ないようです。これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと存じます。</p>
議 長	<p>事務局から提案があるとのことですので、事務局をお願いします。</p>
事務局長	<p>決議の後で大変恐縮ですが、一番始めの第17号議案についてでございます。</p> <p>次回この場に業者さんと呼んで釈明をというお話でしたが、今までこうした事例がないということと、申請代理人の方が行政書士さんということで、その対応については慎重に対応していきたいという思いがありますので、少し検討させていただくお時間をいただきたいというご相談です。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>事務局からこのような提案がありましたが、いかがでしょうか。</p> <p>(賛成の声あり)</p>
議 長	<p>以上をもちまして第5回新城市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>長時間ありがとうございました。</p> <p>事務局から連絡事項等ありましたらお願いします。</p>

午後3時40分議長は本会の閉会を宣した。

上記会議の顛末を記載した内容に相違ないことを称するため下記に署名する

議 長

委 員

委 員